

UQ mobile 通信サービス契約約款

【現行】

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
(略)	(略)
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
(略)	(略)

(料金及び工事に関する費用)

第37条 UQ mobile 通信サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する基本使用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とします。

2 (略)

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第42条 UQ mobile 契約者は、料金表第1表第5（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

【改正】

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
(略)	(略)
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金</u>
(略)	(略)

(料金及び工事に関する費用)

第37条 UQ mobile 通信サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する基本使用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とします。

2 (略)

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第42条 UQ mobile 契約者は、料金表第1表第5（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第42条の2 UQ mobile 契約者は、料金表第1表第6（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務) 第 43 条 (略)	(工事費の支払義務) 第 43 条 (略)
-------------------------------------	-------------------------------------

料金表
通則

- (料金の計算方法など)
- 1 (略)
- 2 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料及びユニバーサルサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
- ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3～5 (略)

第1表 料金
第5 ユニバーサルサービス料
1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第42条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
UQ mobile サービスに関するユニバーサルサービス料の適用	ア UQ mobile 契約者は、料金月の末日において締結されているUQ mobile 契約について、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にそのUQ mobile 契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額	
区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注）ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

料金表
通則

- (料金の計算方法など)
- 1 (略)
- 2 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
- ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3～5 (略)

第1表 料金
第5 ユニバーサルサービス料
1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第42条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	(略)

2 料金額
(略)

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第6 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第42条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用

<u>電話リレーサービス料の適用</u>	<u>ア UQ mobile 契約者は、料金月の末日において締結されているUQ mobile 契約について、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。</u> <u>ただし、その料金月の末日にそのUQ mobile 契約の解除があったときは、この限りではありません。</u> <u>イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。</u>
----------------------	--

2 料金額

<u>区分</u>	<u>料金額（月額）</u>
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額</u>

（注） 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

	<u>附 則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 007 号）</u> <u>この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。</u>
--	--